

賀露地区 地域づくり懇談会 議事録

- 1 日 時 平成24年8月7日(火) 19:00～20:55
- 2 会 場 賀露地区公民館
- 3 出席者 地元出席者 54名
市側出席者 15名
竹内市長、深澤副市長、中川教育長、羽場総務部長、松下企画推進部長、堀
防災調整監、山根農林水産部長、谷口環境下水道部長、山本環境下水道部次
長、星見都市整備部次長、富山危機管理課参事、尾室企画推進部次長
<事務局>安本協働推進課長(司会)、谷村協働推進課主任、岡田協働推進
課主任

4 「地域防災計画の見直し」について

スクリーンに基づき説明(危機管理課参事)

5 「協働のまちづくり」についての報告

(賀露地区公民館長) ※スクリーンに基づき説明

賀露地区まちづくり協議会の取り組み状況を説明します。

当協議会は、約3年前の平成21年9月13日に組成をされました。構成団体は、自治会を中心として公民館、福祉協議会、婦人会、地区老人クラブ連合会、子ども会助成会、小学校教育振興会、体育会、環境部、防犯協議会、地区の健康づくり推進委員会、民生委員児童委員協議会、食生活改善推進委員会、交通安全協会、鳥取市消防団賀露分団、賀露みなと観光協会、賀露文化保存会の17団体で組成をしています。協議会は各団体の代表者をもって構成されていまして、各役員の任期は一応2年間としています。

平成21年の組成された年は、自治会長、それから私も交代ということで、実質活動はできていませんでした。平成22年度は、住民アンケートをしようということで、アンケートの原案を1年間かけて作りました。去年は、全国豊かな海づくり大会のメイン会場の一つとなり、何としても成功させようと、自治会を中心としながら、まちづくり協議会でも協力をして、賀露地区全体の美化運動、それから花を育てる運動を一生懸命やってきました。

一番顕著な功績といいますか、鳥取市の地域コミュニティ育成支援事業交付金申請を行いました。これが承認をされて、賀露地区の祭りの衣装45着を整備することができました。この賀露地区には賀露神社と上小路神社という2つの神社があります。賀露町の上部の統合の象徴である上小路神社のお祭りの衣装、特にみこし行列に使う祭りの衣装を作成しました。このお祭りは、百数十年の歴史ある祭礼で、現在、春祭り、秋祭りとありますが、特に3年ごとにみこし行列を行っています。そういう中で、この大みこしの担ぎ手の衣装を大紋といいます。実は今まで個人持ちでして、これが非常に長い歴史の中で少なくなってしまう。それで、近年これを新調することが賀露地区で非常に強い要望として出ていまして、今回助成をいただきようやく45着を作成したということです。この

支援事業では約250万円助成金をいただいて作りましたが、今後もこの伝統芸能の継承に努めるとともに世代間交流、それから若者の地域への愛着の醸成など、コミュニティを維持、活性化させ地域連携を一層深めていきたいと思っています。そういう意味で、今年の4月は非常に祭りが盛り上がったことを報告申し上げたいと思います。

続きまして、本年度の賀露地区のまちづくり協議会の活動状況ですが、総会に当たる第1回の会合を5月10日に開催しました。このときに一部メンバーの交代等がありまして、まちづくり協議会の基本的な考え方をもう一度確認して、当面の活動と地域課題について協議しました。その中で、今年はぜひ町民にアンケートを実施してコミュニティ計画を作成したいという強い思いが出てきました。この賀露町の自治会は、非常にしっかりとした自治運営をしている組織であり、そことの一定の整理がようやくつき、この6月、町民へのアンケートを実施することとしました。

まちづくり協議会の今後の活動としては、基本スタンスとして、自治会組織の意向を十分尊重することを基本にするということ、それから自治会の理事会と密接な連携を図りつつ、コミュニティプランについては作成していくということを合意をしたところです。

続きまして、6月実施に向けて5月18日に各団体のご協力をいただいて、住民アンケートの発送作業に取り組みました。対象件数は、賀露で約1,500件です。アンケートの配布及び回収は賀露町自治会にお願いして、6月末にアンケートが集まりましたので、7月23日に再度また各団体の協力をいただき集計作業に取りかかりました。アンケートは、約1,200件の回収ができました。回答欄には、ただ記述のものもあり、一部まだ集計できてないものもありますが、ほぼ今月末には完成する予定です。

続きまして、今後のまちづくり計画の作成スケジュールですが、8月末までに集計を終え、9月から分析作業を行い、10月には素案を作りたいと考えています。その素案ごとに、これから地域の関係団体と十分な協議を行って、3月末には最終的にこのスケジュールでプランを作成したいと考えています。

地域の課題ということで、アンケートの中にもキーワードを含めて設問をしているのですが、委員の中の話し合いの中でも、キーワードとしては安全、防災、防犯、福祉、健康、環境、文化、こういったテーマがいろいろ出てきています。そういう中で、この取り組みの最優先事項は何といいますが、賀露としては安心・安全の地域づくりということです。今日の課題となっている防災道路の整備事業、また悪臭防止対策、この2点をまちづくりとしてもポイントを絞って、これから取り組んでいく必要があるかなと考えているところです。

他の地域はほとんどもう鳥取市に提出をされているということですが、賀露は少し遅れましたが、今後の取り組みとしては、賀露地区まちづくりコミュニティ計画を年度内に作成して協働のまちづくり事業を来年度からスタートしたいと考えています。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

6 地域の課題についての市長等との意見交換

(地区会長)

本題の防災道路要望地点ということで書いてあります。それは平成22年のときに鳥取市の方に要望して、神社裏の方から入っていきまして、今現在、幅の広い道路がついてい

ます。途中から民家密集によって、中に自動車が入れないという状態の狭い道がついています。家が立て込んでおり、ここに道路をつけていただいたら消防車が入れたり、安全・安心な道路になるだろうという希望のもとでそれを地域課題にあげました。それから、市が10年前ぐらいにつくられた道路が、幅の狭い点もあり、新しい道路をつくっていただいたら、全体が繋がるようになるという考え方で、図面を作成しました。ただ、6区に上がった辺が空き家空洞ということで、56件空き家になっています。神社裏から入った道路が、家が立ち並んだところに、今実際に道路がついています。それで新たに、ここらどこかに道路をつけてあげたらこの空き家の空洞化が防げるだろうという気持ちで、この案を出しました。

それで、どこにつくのかは実際、現地確認をして測量しなければ分かりませんので、2年前はただ色分けして、こういうことだと説明したというのが実態です。今回は空き家ということも考えて、町内の皆様にある程度説明しました。特に6区の関係は、空洞になったところに防災道路をとという考えでいます。こちらについては、民家の移転とかいろいろ問題点がありますので、これは今後の課題と思っています。これも、道路の幅を広くしないと、消防車も入れないという事態ですので、今回はできたらここを重点的に持っていきたいと考えています。

この裏は急傾斜という、賀露にはみんな背中に負うた山を抱えています。もし津波が来た場合には、急傾斜に当たって波がひっくり返ってくる。そうしたらこの下の方は恐らく全滅でしょう。そういうことで、この人が逃げる道路をつくらないと大変なことになると思います。

賀露海岸地区では、住宅地に急傾斜地があつて、その下に細長く、2区から6区まで続いています。それが急傾斜地で非常に複雑な地形になって、上がるに上がれない、波が来たら砕けて、それで大きな事故が起きるだろうという仮定のもとで考えました。背後には急傾斜地区の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンというのがあり、1区から始まって2区から6区が急傾斜の中に家が建っています。その防波堤として、道路の高さが2m30cmから、3区の方に来れば4m30cmぐらいの道路高があります。4区、5区の辺は2m30cmから3m50~60cmしかありません。そしてちょっと向こうへ行けば、またちょっと高くなって、6区のお不動さんの方へ行けば高くなっているようです。津波がもし到来したらという不安な生活環境の中で生活する我々住民の安全・安心への生活に必要な条件と思う防災道路の必要性を考えましたということで、下からつけていただきたいということをこの場でお伝えしたいと思います。

また、鳥取県津波対策検討委員会、平成23年度の津波浸水予想時は、避難を中心とした対策を行うための暫定目的予測、鳥取市沖東部の断層で起きた場合、津波の到着は、平成17年のときの10分から20分ぐらいで来るという予測から、平成23年には5分という数値になっています。最大波の到着時間は、平成17年の20分から平成23年は14分ともものすごく短縮されています。津波の高さは、平成17年は2.1mと予測を立てていろんな安全対策がなされていましたが、23年は6.27mという、非常に大きな津波が来るかもわからないという計画が立てられています。また、青谷沖は深さの関係などありまして、7m40~50cmの津波の予測がなされているようです。それで、津波浸水区域外でも津波の発生があるという今回の検討結果のようです。

私は、1983年、昭和58年の日本海中部地震、秋田沖新潟地震のときに津波を経験しました。このときに亡くなった方は104人、マグニチュード7.7で、私は岩美郡岩美町田後港で海上の作業に従事していました。津波がごおっと来たら、渦を巻いてすごい状態でした。その中、浦富港の入り口が狭くて奥深く広い場所で、岩壁は高さが2m20cm、そして深さがマイナスの3.5～1mになって、海の底の水がみんななくなりました。それで船が大きな被害を出しました。そういう経験がありますので、今は3mだ2mだと言いますが、50cmだといっても津波が来ることを考えたいと思います。

1 防災対策としての道路整備について

<地域課題>

賀露地区では安全・安心の地域づくりを最重要課題として取り組んでいますが、中でも東日本大震災発生後は地震・津波の対策を深刻な問題として考えています。特に海岸に隣接する地域は狭い路地が入り組んでおり、広いエリアで消防車や救急車の進入が困難となっています。係る地域は生活道路幅も狭隘で住宅も密集しているため、家屋の新築も建築基準に抵触し困難であり、近年転出者が増え過疎化が進行しています。また高齢者等社会的弱者も多く居住しており、有事の際の対応で住民不安の大きな要因となっています。このような理由で、迅速に避難できる防災道路の確保は、地域住民の安全に関わる緊急の課題となっています。

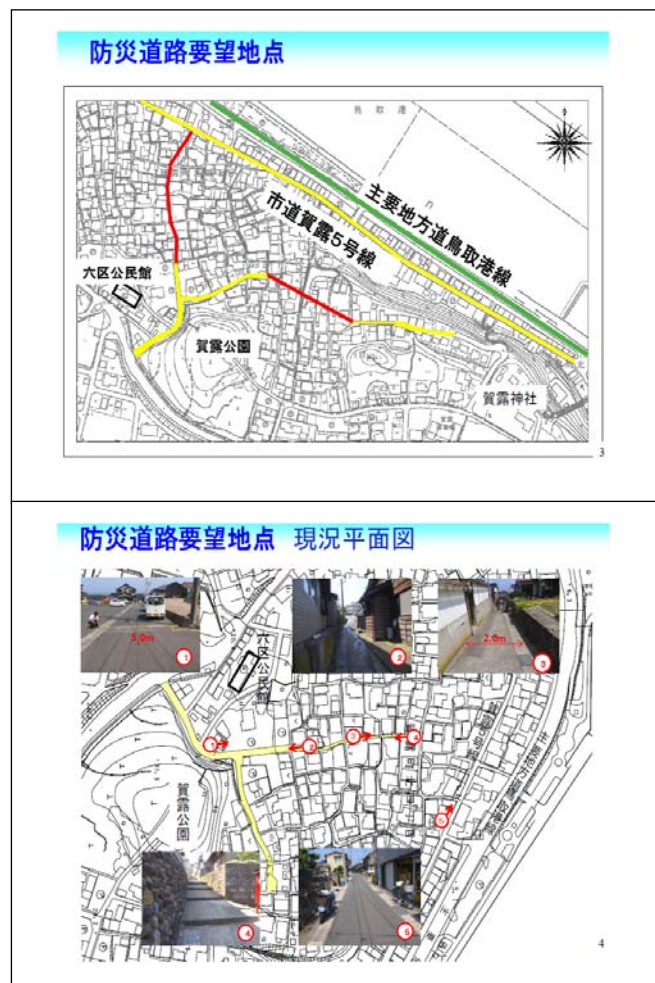
平成22年度の地域づくり懇談会で、防災道路の確保を地域課題として要望しましたが、前回の回答を踏まえて、これまで賀露地域としての対応を協議してきました。このたび地域合意が得られ、協力体制が整いましたので、改めて防災道路の新設を要望します。

<担当部局の所見等>

【都市整備部】

地震・津波の対策を念頭においた場合、南北方向の道路確保が優先されると考えますが、この地域は高低差があり、現道を利用したルートで検討すると概ね12%の勾配となります。また、すれ違いができるためには幅員5m程度の道路が必要になります。この計画案では

- ① 道路勾配がきついため、緩くするためにはルート検討が必要となる。
- ② 多くの用地提供、家屋移転が必要となる。
- ③ 既設道路との取付調整が必要となる。



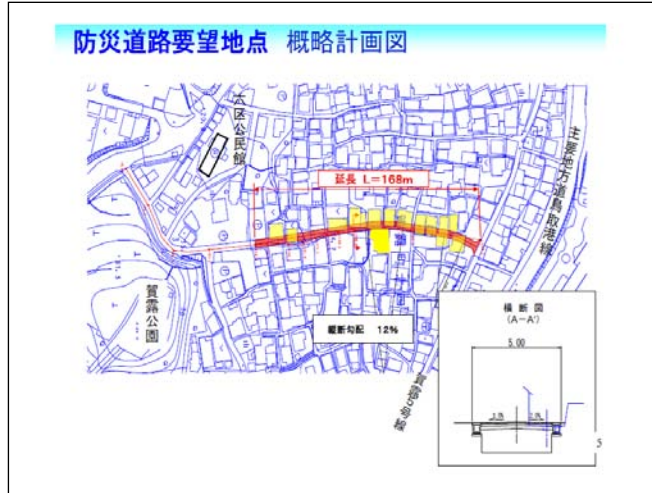
などの問題点が考えられます。

このため、土地所有者をはじめ近隣関係者の方の理解が得られるとともに、事業を始める前提として用地の提供、家屋移転の同意が必要であり、これらの取りまとめができるか地元と協議を行う必要があります。その結果をもとに事業実施の可能性を判断したいと考えています。

(都市整備部次長)

地震、津波の対策を念頭に置いた場合、南北方向の道路確保が優先と考えていますが、この地域は高低差があり、現道を利用したルートで検討すると、おおむね12%の勾配となります。また、すれ違いができるためには、幅員が5m程度の道路が必要となります。この計画案では、3点ほどの課題があります。1点目として、道路勾配

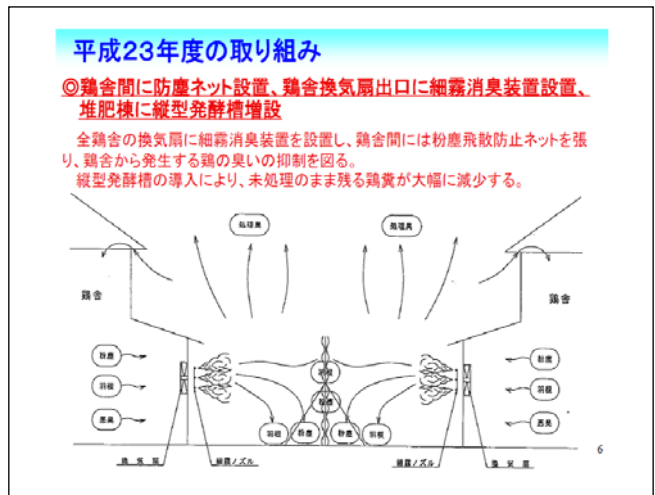
がきついため、緩くするためにはルートの検討が必要となります。2番目として、多くの用地提供、家屋移転が必要となります。3番目として、既設の道路との取り付け調整が必要となるなどの問題点が考えられます。このため土地所有者を始め、近隣関係者のご理解が得られるとともに、事業を始める前提として用地の提供、家屋の移転の同意が必要であり、これらの取りまとめができるかどうかを地元で協議をしていただいた上で、その結果をもとに事業の実施が可能かどうかを判断させていただきたいと考えています。



2 養鶏場からの悪臭防止対策について

<地域課題>

地区住民の長年の要請により、西日本ジェイエイ畜産が発する悪臭対策として、これまで県と市で補助を行い、消臭装置等が設置されたところです。しかしながら地区住民からは現在も継続的に悪臭の苦情が寄せられ、悪臭防止法に係る規制基準値を超えている状況が窺えます。また悪臭問題は賀露西浜土地区画整理事業においては土地販売の大きな障害となっています。今後も養鶏業者・県・市で臭気低減に向けての協議を行うとともに、事業者に対して更なる改善の要請を行うよう要望します。



<担当部局の所見等>

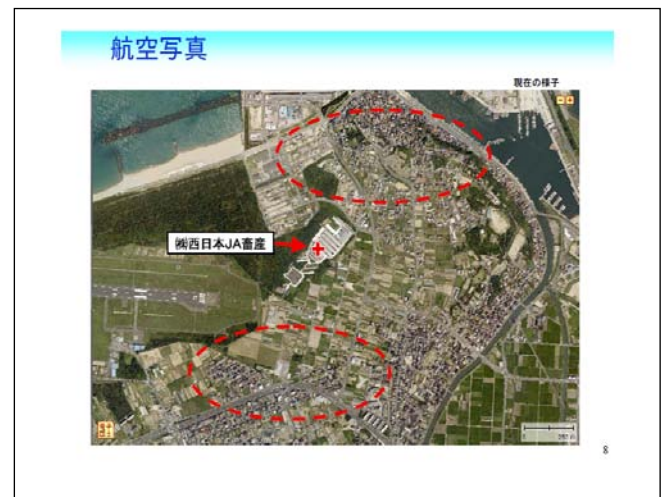
【農林水産部】

賀露地区の養鶏場が、平成23年度に行った悪臭対策では、アンモニア臭を抑えるこれまでの取り組みに加え、鶏舎から出る「鶏そのもの」の臭いへの対策を行い、本市では対策の経費の一部助成を行いました。

本市が平成23年9月28日と10月24日に実施した悪臭物質測定結果によると臭気指数はどちらも11となっています。

今後とも現在の臭気対策を徹底し、さらに鶏糞の移送時のドアの開閉による臭気漏洩防止等さらなる改善を要請してまいります。

また、業者や県と連携して臭気低減に対する新たな取り組みの検討など引き続き臭気改善に取り組んでいきたいと考えています。



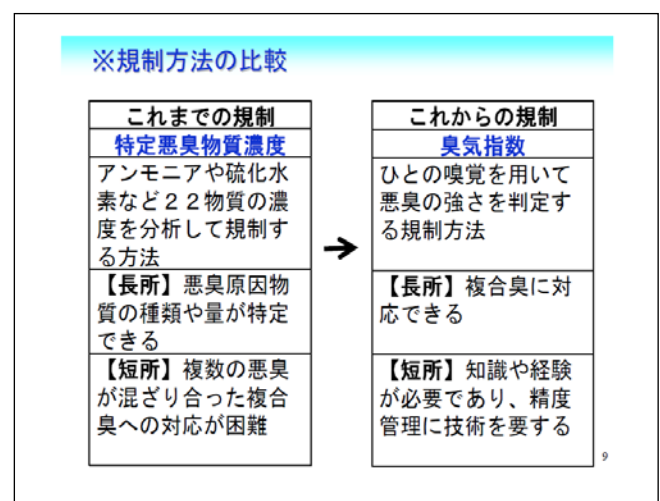
【環境下水道部】

鳥取市では、平成7年度から西日本ジェイエイ畜産の悪臭物質濃度の測定を行っています。

これまでの臭気対策により、ここ数年の測定結果では、アンモニア等の特定悪臭物質は規制基準を下回っていますが、人の感覚が許せる臭いまでには至らなかったところです。

そこで、臭気指数規制の導入について、平成22年10月27日に環境審議会に諮問しました。審議会では、現地調査を行いながら慎重に審議され、今年4月3日に答申書が提出されました。その後、本市では4月24日付けで告示を行い、10月1日より特定悪臭物質規制から人の嗅覚で測定する臭気指数規制に変更することにしました。

引き続き、7～9月にかけて月1回、自治会役員の方の立会いの下、臭気指数測定を実施していくとともに、特定悪臭物質濃度についても測定を行うこととしています。



(農林水産部長)

23年にこの養鶏場が7月中旬から10月下旬に対策を行いました。いわゆる鶏舎から出る鶏のにおいを少なくするための対策としてやっておられます。ここの換気ファンからにおいとかほこりが出ますが、ここで噴霧して羽根や粉じんを落として、網で落とそうかという対策をしています。もう一つは、鶏糞を処理する施設を1基増設して、極力処理時間を短くするという対策もあわせて行っておられます。こういうことをやっていますが、

私もおいがまだあるという認識ではおり、対策を今後もしていかなければいけないと思っていますところ。地域課題で提出がありました要望の中に、今後の対策をしっかりとやれというお話がありましたので、私どもとしましては、臭気対策を徹底してもらうように、しっかりと業者の方には要請していこうと思っています。私どもも業者と定期的に話し合いを進めようと思っています、この際には県とも連携して、何とか新しい対策がないか検討していきたいという考え方でいます。

(環境下水道部長)

この問題については、まず6月議会で島谷議員から悪臭問題について質問が出ました。それについて、6月23日、市の方としましては、賀露の自治会の方にご説明に上がらせていただきました。その中で全戸の皆さんにチラシ等、パンフレットを作って配布してほしいというご要望がありまして、7月21日に理事会の皆さんにご無理を申し上げて、チラシを配布させてもらいました。

養鶏場の周辺はもともと農地ということで、悪臭規制地域には指定されていませんでした。現在は養鶏場周辺に宅地化が進んだことから、平成17年に悪臭規制地域に指定をされました。

規制方法の比較ということで、本市で行っている悪臭測定について説明をいたします。平成7年より、においが最も強くなると考えられる夏場の暑い時期の7月から9月に1回ずつ、年3回測定をしています。事業者の悪臭対策により、アンモニア等の特定悪臭物質濃度は概ね規制基準以下となりましたが、今度は他のおいが目立つようになりました。そこで町内会の要望を受けて、平成22年10月27日に市長が環境審議会へ諮問し、1年以上に及ぶ審議を経てこのたびの臭気指数による規制に変更することとなりました。臭気指数は、人の嗅覚を用いて悪臭の強さを測定する方法で、様々なにおい物質が混ざり合った複合臭に対応できるようになっています。今後の対応については、今後も7月から9月に1回ずつ、悪臭測定を実施していきたいと考えています。臭気指数だけでなく、物質濃度も測定していきたいと思っています。鳥取市では悪臭防止法に基づく規制基準につい

～今後の対応について～

○7月から9月に月1回(年3回)、測定を実施

※臭気指数と物質濃度を測定



※測定時の様子

臭気指数による規制の導入について

○対象地区

賀露町内の国道9号以北、湖山川以西

○規制基準

特定悪臭物質→臭気指数へ変更

※平成24年10月1日から開始

臭気指数による規制の対象地域と規制基準



臭気指数の規制を導入する対象地域

A区域	C区域
15	18

て、特定悪臭物質による規制を採用していますが、賀露町内の国道9号線以北、湖山川以西においては、平成24年10月1日より悪臭指数による規制に変更することとなりました。対象地域と規制基準ですが、指数規制の対象地域は赤い点線で囲まれた区域です。規制値基準ごとに色分けしています。規制値は赤く塗られている地域が15で、青く塗られている地域が18です。なお、基準は敷地境界線上となっています。15とは、施設の敷地境界でにおいがわかる状態です。18とは、敷地境界でにおいはっきりとを感じる状態です。

(地区副会長)

悪臭問題については、2年前の地域づくり懇談会でもお願いをしていますが、実際に余り改良されていません。とにかくにおいが来たときには外には出られませんし、食事時分にこれが当たりますと窓を開けていられない、エアコンでじっとしていなければいけないというのが現実です。ところが残念ながら、西浜土地区画整理組合の土地の販売のことがありますから、マスコミなども巻き込んだような派手な住民運動ができないという悩みを抱えており、行政への期待を大きく持っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今から5年ほど前、かろいちの理事長さんが市長さんあてに、とにかくお客さんに影響があるから早く何とかしてほしいという要望を出されています。その新聞記事を見ますと、今から20年前、既に鳥取市の環境政策課や西日本ジェイエイ畜産に対して、この悪臭の苦情が寄せられているという関連記事も含めて載っています。その後ずっと続いています。悪臭防止法というのが昭和46年6月1日で法律第91号ということで施行になっています。これの大きな目的は、生活環境の保全、国民の健康の保護ということでつくられているようですが、この法律を受けて、平成17年9月に一番規制が厳しいというA区域に賀露エリアも指定されました。このA区域の基準値は、10から15という間で指定されるそうです。この情報が入るころ、市の担当の方からは、中国ブロックの指定数値が出ていて、その当時伺った数字では、大体12ぐらいに落ちつくだらうという情報を聞いていましたが、実際には15ということで、市長の方からの指示が出たということです。つまり、和気町のあたりで12、美咲町のあたりでも14、田舎ですよ。言い方は悪いですが、賀露はここよりも田舎なのかなという感じで受けています。

実際にジェイエイ畜産の臭気指数を測られた結果は15、23年度7月に16、22年度7月16、21年度7月の22、9月も19ということで、15を上回る臭気指数の測定結果が出ています。先回、市の方から全戸に、臭気指数による規制を導入しますというパンフレットを配っていただきましたが、この経過は平成22年10月21日に市長が環境審議会に諮問されて、審議会の方でいろいろ審議された、研究されたということのようです。その段階で地元民の意見も聞くというお約束になっているように聞いていたのですが、残念ながら相談なしに進められまして、これは関係部局の方から、おわびを何回となくいただきましたが、無視された形で答申が出ています。その答申によりますと、年3回実施している悪臭物質測定において、ここ数年は測定値を下回っているという答申内容になっているようです。23年、22年、21年、上回っているではないでしょうか。それがなぜこんな答申になってくるのか、この点を説明していただきたい。

(環境下水道部次長)

臭気指数の表をお示しになりましたが、環境審議会の方で下回っているというのは、悪臭物質の調査の方が下回っているということで、具体的には、アンモニアですと基準が1ppmという値になるのですが、例えば23年の値を言いますと、7月に測ったときには0.2、8月に測ったときには0.1、9月に測ったときには0.1以下、測定不能の状態だったということで、環境審議会の方の下回っているという言葉は、あくまでも物質調査のことです。

(地元意見)

鳥取市からの文書、あるいはジェイエイ畜産からの文書、あるいは図面、こういうところで悪臭という言葉と、それから都合の悪いときには臭気という言葉と、うまく使い分けしておられますが、どう区別されて悪臭と臭気との使い分けをしておられるのか、こちら辺も疑問に思っています。

(環境下水道部次長)

悪臭と臭気の使い分けはどうかということですが、法律は、その言葉を使い分けています。特定物質、物質濃度を測るときは悪臭という言葉を使います。人間の感覚の基づいた測定方法のときは臭気ということで、臭気指数という言葉を使います。この臭気指数の切りかえというのは、実は4月1日からでもよかったのですが、当然、ジェイエイ畜産の方にもある程度対策を講じる期間が要るだろうということで、半年の期間をもって10月1日からこの臭気指数に移るということです。この臭気指数を取り入れるというのは、物質濃度についてはすべて基準値を下回っていますが、においがあるという認識は私どもも一緒です。そういう意味では、人間の感覚で数値を出す臭気指数の方に移行すべきだろうということで、環境審議会もどの数値がいいかということで苦労されたのですが、今の数値を表しているところです。

(地元意見)

悪臭対策として平成20年に県と鳥取市の助成、平成22年に鳥取市の単独助成、平成23年に県、鳥取市の助成という実績があります。ところが、実際にその助成で実施された装置、これは一例ですが、屋根のあたりに扇風機をつけたり、壁のところに扇風機をつけたり、扇風機の外にはネットを張って、蒸気を噴射して、結局、今まで部屋から出ていた臭気を蒸気を通したり、あるいはネットを通して上がるのをちょっと防いだという対応が多々あったと思うのです。そこで、私たちはお任せではだめだということで、自治会としても県外に研修に出ました。そこで大きく分かったことは、とにかく原因の一つは羽数が多過ぎることです。私たちが現地を見たときには、全く開放的な鶏舎の中で、鶏糞もコンクリで囲っている壁があるだけでオープンで処理しているのです。住民の苦情も全くないのです。全国的に何カ所か持っている業者です。つまり原因は何かというと、羽数の多過ぎ、従ってご覧のような改善も1つでしょうが、その助成金を羽数を減にするような助成に使ったらどうかと、あるいは過去にも一部やられたようですが、鶏糞そのものをここからどっかに運んで対応するというのも助成金含めて検討できないのか。

(農林水産部長)

羽数が多いではないか、羽数を減らす対策に助成すべきではないか、それから、臭いにおいよのふんを外に持って出るのに助成してはどうか、これが検討できないかというお話でした。羽数については、養鶏場が経営されている中ですので、今ここで私どもがどうこうということは直接申し上げられません。これはすぐにできるような話ではないと思いますし、将来的な考え方なり、どういうことができるのか、もしくは長期的な問題なのかあたりを業者の方と定期的な協議の中で検討できないものかという投げかけをさせていただきたいと思います。

それから、ふんを外へ持って出るという助成のことですが、今、堆肥舎といいますか、糞を処理する施設が2つありまして、1つ処理施設を増設しています。もう一つは、その処理して乾燥した鶏糞と新しい鶏糞とを混ぜて処理しているということで、この農場内ですべてを処理するという形で、それも堆肥舎というのですか、囲った状態でやっています。それから臭気が出ないように消臭施設もあわせてやっておられますので、かえって外に生のふんを持ち出すということは、においが拡散するという意味では、なかなか難しいのかなど。処理した分は、今も鶏糞販売ということでやっておられますので、外に持って出しておられます。そういうことで、ふんを外へ持ち出すときに、生のままで持って出るのがいいのかどうか、においがそのときに出てしまうという心配もありますので、ちょっとここでは難しいのかという考えで今いるところです。

(地元意見)

全戸に配られたこのエリアの表では、Aエリアというのが賀露のほとんど全部を占めています。残念ながら臭気測定は、この工場近くだけでこのエリアの中全部でやっていただけません。それがなぜなのか、いつも疑問です。了解をいただけるなら、我々は各区長さんの応援を得て、こっちの臭い当日に、何月何日に来てくださいということのお願いがきかないようですから、だったらせめてその測定される日には各区長さんの応援を得て、今日はどこどこが臭いよということで、このエリアの中のそこに移動して測ってもらうということはできませんか。

(環境下水道部次長)

境界線以外の臭気をほかのところで測っていただきたいというご要望ですが、次は8月に測定をしますが、その際には境界線以外のところで、においがするだろうと予測をされるということですので、例えば住居地の方のところでどこか1カ所測るように準備をしているところです。

(地元意見)

10月1日から臭気指数で判定するということですが、もしオーバーしたときの業者に対するペナルティーを教えてください。

(環境下水道部次長)

臭気指数が恒常的に、この指数を超していくということになれば、その時点で何か対策をするように指導をしていくことになると思います。実は去年の9月に対策を講じまして、その後、臨時的に10月に臭気指数を測って11という結果を出しています。私もその11という数字に、安心しているわけではありません。10月の寒い時期ですから、一番においの厳しい7月、8月、9月に測ったときの臭気指数が、まだ1回目、7月に測ったのはまだ結果が出ていないのですが、今年度測る臭気指数がどういう値が出るのか私どもも今、注目しているところです。ただ、1回上回ったからということではなく、ある程度何年か測って行って、恒常的にアウトになるのか、ただ一括で何かの理由でだめになったのか、その辺の見極めはしていくべきだろうと思っています。それから、臭気指数だけではなく、物質調査もあわせて継続して計測していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(地元意見)

悪臭のことについてお尋ねします。以前、市から自治会の理事会に配られた資料では、10から15の範囲で悪臭指数を決めることになっています。A地域では、その中で結果として、悪臭を30倍に薄めてにおいが分からなくなる程度のおいの濃さだという一番緩い15になったということなのですが、その根拠を教えてくださいたいのです。

(環境下水道部次長)

A地域の臭気指数を15とした根拠ですが、鳥取市ではこの臭気指数の規制をかけるのは、実は初めてです。それで、環境審議会の方も本当にどの値が適切なのかということ、相当長期間にわたって議論をされました。最終的に、養鶏場の臭気指数を採用しておられるところのデータをすべて集めました。全国的には養鶏場の臭気指数を採用しておられるのは15が多いという結果がありまして、とりあえず今回の初めての規制については、全国で一番多く採用されている15を採用しましょうということで、審議会の答申が出されています。ただ、15でこのままずっと規制をかけるという考え方ではないと、当然その臭気対策を継続的にやっていくのだと、その中で臭気指数というものは絶えず見直すべきだということを附帯意見でつけておられますので、ご紹介をさせていただきます。

(地元意見)

私が市のホームページから入手した審議会の第1回の諮問では、全国の324の市区町村のA地域の臭気指数の規制値を審議委員の皆さんに出されています。それでいくと、臭気指数10が4割、12が3割、13が1割で、10から13の臭気指数で規制しているのが、324市町村の8割あるのですよ。15で規制している市町村というのとたった13%か14%しかありません。また審議会の説明の中で、養鶏場を対象とした規制値は15が多いという説明はあったのですか。

審議会の議事録を見ると、委員の皆さんに事務局から、全国的に見ても鳥取の賀露のような住居に近いようなところはありませんと言っているのではないですか。そういう状況でありながら、全国と同じようなものを決めてどうするのですか。また鶏の数からいっても膨大で、ほかのところはみんな山間部に位置しているので、それほど苦情が来ていないと

いう説明をしておきながら、規制値の設定は全国の例をとって決めましたと、そんな決め方はいけませんよ。

去年の8月29日に3時半から委員の皆さんがジェイエイ畜産に行っておられますよね。そのときに、賀露の自治会の区長が5時に集まって臭気指数、悪臭を測るということを環境の部局の皆さんは知っているはずなのに、ジェイエイ畜産だけに委員を行かせて、建物の中へ入らせ、ジェイエイ畜産の説明を聞かせているのに、なぜ地元からの苦情を委員が聞く機会を設けなかったのか。議事録を見ると、ジェイエイ畜産と賀露の住宅では、ジェイエイ畜産が先にできたと事務局が説明しています。後から家が建った賀露の西浜の新しい住宅団地と、飛行場側にある湖山の方の住宅団地からしか苦情が出てないという説明を委員の皆さんにされています。前から住んでいる1区、2区、3区、4区の方からもさんざん苦情が出ていることは委員の皆さんには説明されていません。そのためジェイエイ畜産の後から出てきた住民の方が苦情を言っても、それはジェイエイ畜産がかわいそうですねという趣旨の発言をされている委員もありました。ですから私はこの議事録を見て、非常に腹が立ちました。

それから、議事録を見ると、ジェイエイ畜産にこの臭気指数の15を決定する前に事務局が説明に行っています。「16かと思いましたが15ですか、厳しいですね」とジェイエイ畜産の方が言われましたと、委員の皆さんに事務局から説明している。それが去年です。答申が出たのは今年です。規制指数を決める前にジェイエイ畜産には、数字がこのぐらいでどうですかと下相談に行っておいて、地元に対しては15になりますかどうでしょうかという相談は一言もない。地元になめてもらったら困ります。どういう趣旨で審議委員会をやっているのですか。事務局の原案を承認していただくための形式だけの審議委員会ではないですか。議事録を見ていて、本当に腹が立ちました。

(環境下水道部次長)

まずA地域の324市区町村という数字と、養鶏場との調査の関係は、この審議の過程の中で、途中から資料を収集していった経過があります。A地域についての採取のデータを集めましたが、なかなかデータがなくて、委員さんからも事務局側に注文が出されて、最終的には集められるところの全国的な養鶏場の周辺を集めてきて、1つの参考値としました。

それと、ジェイエイ畜産の方に数値を出したのではないか、地元の方には話をしていないのではないかということです。確かにジェイエイ畜産の方には、15で規制をかけたいが守れるか、それ以上の対策はできるかという問い合わせをしています。そういう面では、単に畜産側と癒着したような形ではなく、畜産側に少なくともこの値を出すから、その値をちゃんと守る対策をやってほしいということで申し出をしたということです。

それから、地元の方に話をしなかったという点については、6月議会で島谷議員さんからも質問がありました。そのことについては、次回の臭気指数を議論する際は、審議会の方に地元の方の意見を聞くように要請するというので、6月議会で市長が答弁をしています。

(竹内市長)

議事録を見ると腹が立つということも言われて、いろんな具体的なことをおっしゃいました。私も議事録を読んでいるわけではないので、細かいコメントはこの場では可能ではありませんが、いずれにしても審議会で議論してもらって、まず規制の値を決めてそれを守らせるというところですか。今後とも規制値がもっと上げられないかということ、そしてどのぐらいの規制の値が適切なのかということについて、審議会もですし地域の皆さんといろいろとお話をしていかなければならないと感じています。

こういう法律の規制をかけるときに、既に養鶏場がありますので、養鶏場を締め出したり追い出したりするような規制をかけるというのは本来、規制の制度としては少し無理があると思います。皆さんの家が、規制がないときに建てられています、事後にこういう基準に合わせなさいという場合も中にはありますが、地域のために非常に問題が起こるということで、この場合もそれに近いと思います。無理な規制値を急に事後的に設定するということは、営業活動をしている方にとっては大変なことだということも、ある程度理解はしていただく必要があります。

しかし、地域にとって臭気が大きな問題だというのは、私もよく知っています。もちろん事業者も負担して、全額、県・市で支援をすることはありませんが、県・市で助成をしたりして、対策をどんどん段階的、計画的に立ててもらうことで、何らかの共存の形を、少なくとも今の時点では考えていくというのが基本線だと思います。私は養鶏場の肩を持って言っているのではなくて、それが賀露の地に、ある時点では賀露の皆さんもそれをある意味で認める形で立地して、その後いろんな変化があって臭気の問題がある。臭気の問題は解決すべき問題だと私もはっきり思っています。規制のかけ方としては、規制値をある程度のところにしてだんだんきつくしていくというのが通常の行政のやり方だと思います。今回の規制値の決定については、地域の皆さんとの連携が十分図れてなかったということでもありますので、改めてできるだけ近い時期に次の規制のあり方について、地域の皆さんとも協議を十分にし、正しい事実認識のもとでの判断を、やはり専門家でもあります審議会のご意見をいただいた上で、行政は決めていきたいと思っています。養鶏場は決して事業として、市民生活にマイナスばかりではありません。臭気の問題を徹底的に解決するための努力が求められていると認識していますので、引き続き最大限の取り組みの努力をしていきたいと思っています。

7 市政の課題についての意見交換（フリートーク）

（地元意見）

私は、賀露市営住宅の区長をしています。賀露の市営住宅は世帯が235ぐらいで、15棟ありますが、その中で、去年の末よりある1棟が町内会を抜きたいということが発生しました。また別の古い棟も町内会を抜きたいということがありまして、町内会側としてはいろいろ相談をしたり、話し合いを設けて努力をしてきましたが、町内会が信頼できないということで脱退しています。鳥取市の住宅課の管理のもとで、依頼されて町内会を運営している区長の立場としては、鳥取市の協力が無いことには、あの大所帯をうまく賀露町の中で動かしていくことは難しいのです。町内会を脱退する人は多いと思いますが、ほかの地域の一軒家の持ち家の方が1軒、2軒抜ける場合とは違って、市営住宅の中で町内会を棟ごとに脱退するということは、とても大きな問題です。そのことについて、市長さ

んがどういう見解を持ってらっしゃるのかを、お聞きしたいと思います。

(竹内市長)

町内会を抜けるというのは、市営住宅であっても、そのほかの地域であっても、地域にとって非常に深刻な問題があると思います。その地区の中でいろんな単位がありますが、市営住宅ですと幾つかの棟で1つの町内会としていますよね。共同の行事などを行っていることも多いと思います。防災のこと一つとっても、日ごろの日常的ないろんな活動をとっても、イベントとか、あるいはごみの問題とか、地域を住みやすくする上では、できるだけとどまっていただく必要があります。自治会等とも連絡をとったり、鳥取市の協働推進課と連携をとったりして、何が問題なのか、どうしたらとどまって一緒に活動できるのかを検討していくことが必要だと思っています。具体的な方法については、協働推進課や賀露の自治会全体も相談に乗らせていただくということにさせていただきたいと思っています。会長さん、よろしいですか。

(地元意見)

もう市にも自治会にも相談しているのです。

(竹内市長)

自治会にも相談しているということであれば、具体的な経過なり理由を聞いていませんので、その結果をもとに、私も含めて具体的な検討をするということ、繰り返しになりますが、申し上げたいと思います。

<補足：建築住宅課対応方針>

町内会の脱退に関しては、H24年3月頃から相談を受けています。6月15日には、町内会の要望で話し合いの場を設けましたが、不調に終わりました。その後も、双方からの相談が繰り返し続いているのですが、感情的な対立が背景にあることから解決には時間がかかります。引き続き協働推進課をはじめ、関係機関と連携しながら、相談に対するアドバイスをを行います。

<補足：協働推進課対応方針>

鳥取市自治連合会では、本市との協働の取り組みとして本年度、新たに自治会加入率向上に向けた取り組みを行っており、その中では集合住宅の状況なども重点的に調査することとされています。地区での具体的な取り組みの際には、本市としても鳥取市自治連合会及び賀露地区自治会と連携してまいりたいと思います。

(地元意見)

市営住宅町内会の活動の中で、住宅課の方は水道の料金の徴収を、住民が水道管理人になってしてくださいということで全部しておられます。報償金というわずかな手当で、二月に1回担当になっているメーターを全部見て、これだけ動いているということを見て切符をつくり、請求書、領収書を作り、その担当のところの集金をして、また払ってと、

その繰り返しをしていますが、とても大変な仕事です。ところがその手当という報償金は、本当にわずかなのです。米子市のように口座振替にして、市からそういう仕事の方にメーターを見てもらって、口座振替にしてくださいと何年も前から要望しているので、こちらの要望を近いうちに聞いていただけるかどうかの見解を聞かせていただきたいです。

(竹内市長)

水道料金の件は、私もいろいろ聞いています。米子市はという話がありましたが、米子市も確か何年前からやり方を変えているということです。確かにいろんな事件が起きていて、水道料金がきちんと納めてもらえないということもあります。高齢化が進む中、なかなか隣近所の協力が円滑に得られない中では、こういう制度は難しいです。各戸に水道メーターをつけて、検針をして請求するというのが一般的な制度ですが、集合住宅の場合は水槽を上に入れて出しているというような条件もあって、このような制度になっています。市営住宅でなくてもアパートなどでも、こういった制度になっている場合もあります。しかし、こういう制度はやはり見直していかなければならないと思っています。口座振替ももちろん、そういった機会に徹底をしたいとは思いますが、いずれにしても集合住宅についての特別の取り扱いを、そういう制度がいいというところはそれでもいいかもしれませんが、変えてほしいと申し出られたときに変えられる仕組みを検討したいと思っています。

<補足：建築住宅課対応方針>

水道管理人制度については、入居者の高齢化等が進む中で、ご指摘のような要望が増えてきております。本市としましても今後の市営住宅のあり方を考えた時に、取り組んでいかなければならない大きな課題であると認識しています。米子市に限らず他都市の例も参考にしながら、新しい制度の枠組みについて、現在水道局と協議を進めているところです。

(地元意見)

2年前の地域づくり懇談会で、防災無線を利用してこの夏休みや冬休みに、6時のチャイムに早く帰りましょうというコメントを検討していただけないかと質問をされた町民の方がいらっしゃいます。それに対して、防災調整監の方が6時の「赤とんぼ」の時報に合わせて早く帰りましょうといったことができないかどうか、検討した上で答えさせていただきますという回答をしておられます。ただ、自治会にまだ回答をいただけていないので、確かめてやっていただけたらと思います。

(竹内市長)

そういう言葉を入れるのは、全市民に向けての放送でもありますし、早く帰りなさいと言われても、これから働き始めるという人もいますので、どうしたらいいのですかね。みんなが、子どもたちに向けてのメッセージを入れたりするのがいいと考えることも可能だとは思いますが、よく検討したいと思っています。そういう意味では検討しますと答えたことが、きちんと今の時点でご回答できてないのは申し訳なく思っています。考え方として、家庭などであれを聞いたら帰るよという、子どもたちに対する教育というかしつけをしていただくことを呼びかけることも可能ですので、放送の内容に音楽だけではなくて言葉を

入れるかどうか、改めて庁内に持って帰って検討してみたいと思います。

<補足：危機管理課対応方針>

本件につきましては、平成23年3月22日付けで以下のとおり回答しております。

(回答)

防災無線は、機器の動作確認を兼ねて、毎日、正午と夕方5時（夏季は6時）の2回、ミュージックチャイムによる放送を行っています。

ご要望の「早く帰りましょう」という音声を同時に放送するためには、ミュージックチャイム自体を変更する必要があるとあり、現状では困難です。

また、本市では、地域で行われる防災訓練に防災無線を利用させていただくなど、地域の事情に配慮した放送を行わせていただいておりますが、決まった時刻に一地域の放送を一定期間継続して流すという運用は行っていませんので、ご理解ください。

平素、ミュージックチャイムを合図に児童・生徒の帰宅を促していただくなど、学校、保護者の皆様のご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

(地元意見)

騒音規制対策についてです。町民の方からいろいろ苦情が出ています。この対岸の方から係留されている台船を牽引する船が早朝5時ぐらいから船を動かされて、その騒音が非常に厳しいということです。

(竹内市長)

騒音の問題ですが、どの程度の騒音なのかが、言葉ですからもなかなか表現もしにくいと思います。まず騒音規制がかかっているのかどうかというのが一つポイントになります。もう一つは、どんな場合でも公共工事的なこと、台船を動かして、例えば港湾の工事に必要な資材を運ぶとか、何かするわけです。市民の皆さんに迷惑をかけるということは避けるべきなので、事業者に必要な申し入れをするということができると思います。その台船がどういう活動をしているのか確認して、あるいは騒音の程度を確認して申し入れをするということができると思いますので、騒音規制の点も含めて検討して対応をお答えしたいと思います。

<補足：生活環境課対応方針>

鳥取港港湾事務所に早朝の船の操業について電話で確認したところ、操業時間は日の出から日の入りまでとなっており、早朝5時頃に船を動かすことがあるとのことでした。

また、8月8日に賀露地区自治会役員と現地確認しながら、地元住民に話を聞いたところ、「ポートパークの遊漁船もこの時期になると深夜、漁から帰ってくる際の無線やエンジンの音がうるさいし、陸に上がっての話声がうるさい」というような意見を伺いました。

改めて、22日に港湾事務所長と面談し、台船をけん引する船の操業時間について、業者に早い時間に作業しないよう指示するとの回答を得ました。また、遊漁船について、港湾としても周辺の方の迷惑にならないようにしたいので、一人の意見でなく、複数の意見

を直接聞いて対処方法を検討していきたいとの回答を得ました。

翌日の23日に賀露自治会長、副会長に回答内容を報告し、回答内容に理解をいただき、今後は自治会等に対応する旨の回答を得ました。

<補足：交通政策室対応方針>

鳥取県鳥取港港湾事務所にお伝えしたところ、このことについては、遊漁船ではないかとのことでした。

今後、港湾施設に許可を受けて使用している遊漁船等に注意喚起文書の送付を検討したいとのことでした。

(地元意見)

不法投棄についてですが、釣り船が係留されている近辺に古タイヤ等々の廃棄が何回かされています。タイヤが不法投棄されているところに釣り客等々が、釣りえさの袋、ごみ袋をそこに溜めたり、弁当殻、食べ物のかすを溜めたりしています。昨年も港湾事務所で処理されたというのを、苦情出された方から聞きまして、実は昨日私が港湾事務所に行って話をしてきましたが、明確な回答が得られなかったので、何か具体的な対策等々が講じられないかということです。

(竹内市長)

不法投棄について、特に海面にごみを捨てるというのは言語道断と私は思っています。それはどこに流れていくかも分からないし、マナーの問題であるだけではなく、不法投棄は犯罪だということを強く訴えておきたいと思えます。従いまして、ひどい状況では警察に通報するというのもあると思えます。鳥取市のごみの担当課である生活環境課が、現場を点検して、看板を立てたり、監視カメラを置いたりしています。そのような対策が可能であると思えますので、何らかの対処をさせていただきます。その区域が、県が管理者である港湾の地域だということで、県の方でやるということも考えられます。県も不法投棄は犯罪だという認識を持っていて、通報してもらえれば対処しますと言っておられますので、そういった対応を考えます。役所の方できれいにするとまた捨ててしまうということもありますが、そうはいつでも環境上問題だということになれば、ごみを回収して、どういう原因で誰が投棄したものかということが分かる場合がありますので、調べたりもしたいと思っています。また担当課から相談をさせてもらったり、現地を調査させていただきます。

<補足：生活環境課対応方針>

現場を確認し、古タイヤ、ロープ、自転車等の廃棄があることを確認しました。港湾の管理者である県の鳥取港湾事務所に対して、廃棄物の撤去及び再発防止に向けた看板設置などを要望します。また、県の不法投棄対策の担当課である環境・循環推進課にも呼びかけ対策を協議します。

<補足：交通政策室対応方針>

鳥取県鳥取港港湾事務所にお伝えしたところ、このことについては、巡視員で対応するとともに関係者、地域住民の皆さんと協力して行いたいとのことでした。

また、古タイヤについては、一定期間張り紙をした後に、撤去するとのことでした。

8 市長あいさつ

この機会以外でも、地域の皆さんのご意見を市長への手紙とか、あるいは地域からの声としてお聞きして解決に向けた努力はしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まちづくり協議会も活動をし、そしていろいろな地域の課題に対して取り組んでおられる賀露町の皆さんのご努力は私も十分承知してひます。賀露みなとオアシスのような多くの方がこの賀露の地域でにぎわいをつくっていかうとするような活動もありますし、「かろいち」や、「わったいな」もあります。鳥取市にとって、この賀露の地域が住みよい地域であり、いろん方が来られてにぎわう地域にするためには、まだまだ行政としての努力が求められていると思ひます。地域の皆さんも、いろいろうお忙しい中ではありまするが、やっぱり地域をよくしようと思えば汗をかくということも、いろんな場面でお願ひをしたいと思ひますし、お互いがよく話し合ひながら取り組みを前進させていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

今日は長時間にわたりましてご議論をいただきました。これは地域づくり懇談会の報告書という形で、地域にお返しするときに、検討しますとひった宿題を記載をするようにさせていただきます。また個別に具体的なお答えをすべきという点については、地区の自治会長さんを通じて答えをお届けすることにさせていただきますたいと思ひます。公民館でも分かるようにさせていただきますので、公民館長さんも問ひ合わせがありましたら、自治会長さんと連携をとられて、いろんな情報を公民館でも分かるようにさせていただきますたいと思ひます。

以上、長くなりましたが、ご参加いただきました皆さんとともに、また明日からしっかりと頑張りたくと思ひますので、暑い中ですが、皆さんとともに元気でこれからも頑張りていきたいと思ひます。どうも本日はありがとうございます。